



避難行動要支援者支援

● 避難行動要支援者とは

災害時に自分で安全な場所へ避難することが難しい人たちのことです。市では、在宅で次のいずれかに該当する人を対象範囲とし、とくに避難に支援を要する方を「避難行動要支援者」とし、名簿に登録しています。

要介護の人	要介護認定1～5までに該当する方
障がいのある人	身体障害者手帳1級・2級の方
	療育手帳(A) またはAの方
	精神障害者保健福祉手帳1級の方
高齢者	高齢者のみの世帯の方(75歳以上)
難病の人	市の生活支援を受けている難病患者
	市の生活支援を受けている小児慢性特定疾病児童
その他	上記に準じる状態にあり、地域による支援が必要と認められる方

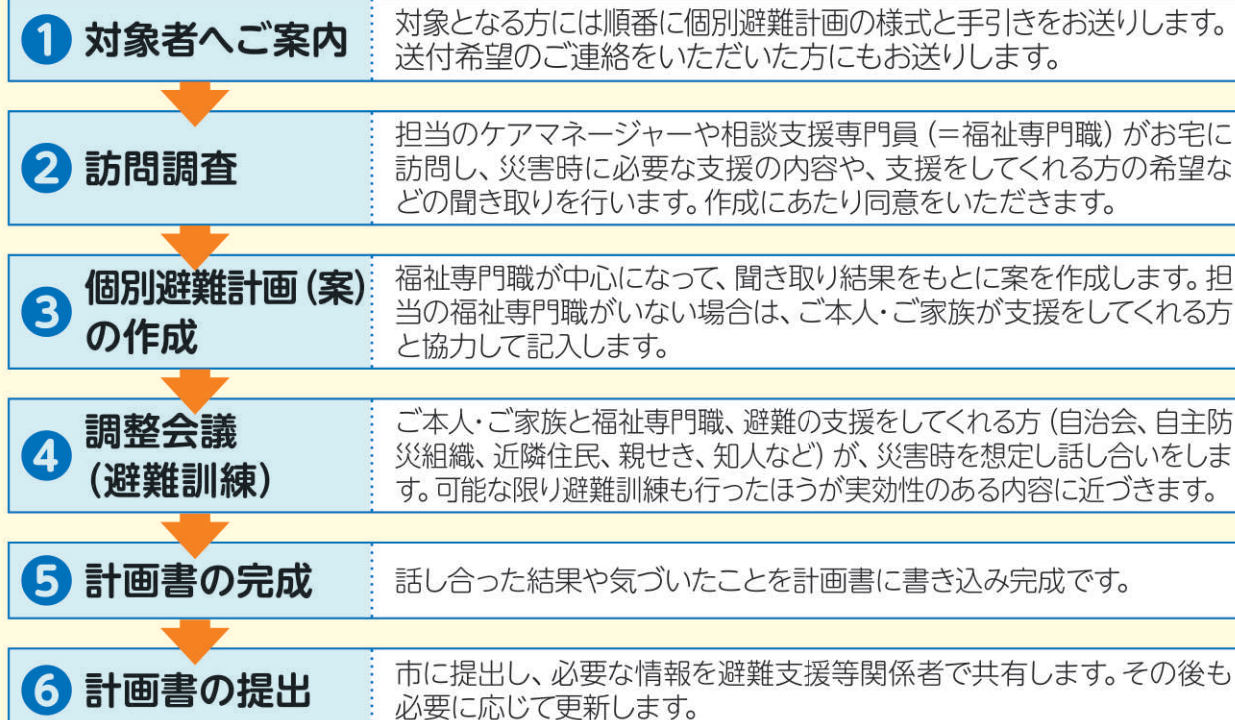


● 避難行動要支援者名簿とは

市では、要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成・管理するほか、名簿を活用して、個別避難計画の作成や避難支援者への名簿情報の提供などを行っています。

個別避難計画を作成しよう（個別避難計画作成の流れ）

地震や風水害などの自然災害が発生したとき、地域の住民が協力し、要支援者の避難誘導や安否確認等の支援活動が円滑にできるようにするための計画を「個別避難計画」といいます。



問い合わせ先

要介護認定1～5の方：浦安市 福祉部 介護保険課 ☎ 047-712-6406 (直通)
障がいのある方・難病の方：浦安市 福祉部 障がい福祉課 ☎ 047-712-6393 (直通)
高齢者の方：浦安市 福祉部 高齢者福祉課 ☎ 047-381-9071 (直通)
※その他の対象者については、上記いずれかの担当課にご相談ください。